

北海道開発局 技術管理課長 殿  
各地方整備局 企画部長 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

大臣官房 技術調査課  
建設システム管理企画室長

### 概算概略発注の運用にあたっての留意点について

概算数量発注及び詳細設計付き工事発注については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」(令和4年12月12日 国官技第244号ほか 技術調査課長通知)、「令和5年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(令和5年4月3日 国官技第399号ほか 大臣官房長通知)において通知しているところである。

これらに加え、工事発注後に詳細設計を工事受注者に別途引き渡す発注(以下、本通知において、概算数量発注及び詳細設計付き工事発注と併せ、「概算概略発注」という。)も見受けられることから、より一層の円滑な発注及び施工体制の確保が図られるよう、概算概略発注の運用にあたっての留意点をとりまとめたので通知する。

### 記

#### 1. 当初発注時の条件明示

概算概略発注による当初発注時の条件明示では、適正な請負代金の設定、工期の確保及び工事の円滑な執行を図る上で制約を受ける施工条件について、工事の設計図書に明示することとし、以下について留意するものとする。

- (1) 「条件明示について」(平成14年3月28日国官技第369号国土交通省大臣官房技術調査課長通知)の規定により工事に関する施工条件を設計図書に明示することに留意しつつ、その適切な活用に努めること。
- (2) 施工能力評価型において概算数量発注を行う場合は、適切な概算数量の設定及び条件明示を行うなどにより、設計変更手続きに十分留意すること。
- (3) 詳細設計付き工事発注については、以下に十分留意すること。
  - 1) 予定価格の作成については、詳細設計に係る費用を適切に計上すること。
  - 2) 詳細設計に必要な適正な履行期間を十分確保した上で引渡時期を条件明示すること。
  - 3) 工事の条件明示のみならず、詳細設計の適切な条件明示に努めること。
  - 4) 詳細設計を実施した範囲は、当該工事において確実に施工すること。

## 2. 詳細設計の履行及び引き渡し

概算概略発注において、詳細設計を工事受注者に別途引き渡す場合については、詳細設計の精度向上、設計変更に伴う契約変更の事務の合理化を図るため、以下に留意するものとする。

- (1) 詳細設計業務の履行にあたっては、条件明示した詳細設計成果の引渡時期を踏まえ、設計コンサルが詳細設計業務を履行する上で必要となる関係機関協議、地元調整、測量や地質調査などの対応を適切に実施すること。
- (2) 詳細設計に要した費用については、適切に契約変更を実施すること。

## 3. 最初の契約変更

概算概略発注における最初の契約変更については、設計変更に伴う契約変更の事務の合理化、適正な請負代金の設定及び工期の確保を図るため、以下に留意するものとする。

- (1) 当該工事に係る数量又は詳細設計が確定した段階で、最初の契約変更を行うこと。
- (2) 当該工事に係る数量又は詳細設計に基づく最初の設計変更により追加されるものについては、原則として「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて〔通知〕」（昭和44年3月31日建設省東地厚発第31号の2官房長から各地方建設局長あて。）中の「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」として契約変更の対象としても差し支えないものとする。ただし、詳細設計内容以外の要因による追加変更や、最初の設計変更後に生じた一体不可分でない追加工事については対象としない。

## 4. その他

概算概略発注に係る通知文書などについて、別添(参考)に示す。

(参考)

概算概略発注に関する通知文書など

- 「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」  
(令和4年12月12日国官技第244号ほか技術調査課長通知)
- 「令和5年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」  
(令和5年4月3日国官技第399号ほか大臣官房長通知)
- 「条件明示について」  
(平成14年3月28日国官技第369号国土交通省大臣官房技術調査課長通知)
- 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて〔通知〕」  
(昭和44年3月31日建設省東地厚発第31号の2官房長から各地方建設局長あて。)
- 「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について  
(平成10年6月30日建設省厚契発第30号、建設省技調発第145号建設大臣官房地方厚生課長、建設大臣官房技術調査室長通知)
- 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について  
(令和3年2月22日国官技第286号国土交通省大臣官房技術審議官通知)
- 「直轄土木工事における適正な工期設定指針」  
(令和5年3月 国土交通省 大臣官房 技術調査課)
- 「土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について」  
(平成27年6月8日国官技第308号 大臣官房 技術調査課長通知)
- 「ワンデーレスポンスの実施について」  
(令和5年4月 日 大臣官房技術調査課 工事監視官 課長補佐 事務連絡)
- 「令和5年度「設計業務等の品質確保対策及び入札契約方式等の改善」の取り組みについて」  
(令和5年3月24日 国技建管第16号、国技建調第8号 大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長・建設技術調整室長通知)